

第120回人口・社会統計部会（書面開催）議事結果

1 日 付 令和3年1月25日（月）～ 2月5日（金）

2 審議参加者

【委員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司

【審議協力者】

内閣府、畑本 郁彦（日本内航海運組合総連合会調査企画部副部長）

【調査実施者】

国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室：内田室長ほか

【事務局】

統計委員会担当室：萩野室長ほか

政策統括官（統計基準担当）付審査官室：中村参事官、宮内国際統計企画官ほか

3 議 事 船員労働統計調査の変更について

4 議事の状況

「新型コロナウイルス感染症対策の総務省対処方針」（令和3年1月7日最終改正、新型コロナウイルス感染症総務省対策本部決定）において、「総務省主催の（略）有識者会議については、できる限り遠隔開催により行う。特に、特定都道府県において実施するものについては、遠隔開催以外は開催しないものとする。」と定められたことに伴い、第120回人口・社会統計部会は書面開催として行われた。

今回は、第118回人口・社会統計部会に引き続き、調査実施者から申請のあった変更点及び公的統計の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）等に記載された課題の検討状況について審議が行われた。

その結果、今回、変更申請のあった「調査事項」については、賛成の意見が多くみられ、修正意見等はなかったことから、変更内容は適当とされた。

また、基本計画等に記載された課題の検討状況については、調査実施者の調査計画の見直しに向けた検討を続ける意向が確認されたほか、委員等から改善を検討すべき点について、期限を区切って検討を進めるべきとの指摘がなされたことを踏まえ、次回部会で審議される予定の「船員労働統計調査の変更にかかる答申について（案）」において、委員等から指摘された点を「今後の課題」として整理する方向で、おおむね了承を得られた（委員等から提出された意見・質問と、それに対する調査実施者の回答は、別紙のとおり）。

第 120 回人口・社会統計部会

配布資料の内容等に対する質問・意見及び回答

委員等お名前	津谷 典子
--------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料 3	1 - 5	調査事項を現行の「6月に支払われた特別な報酬（賞与等）」から「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」に変更することは、第118回部会の配布資料の内容等に対する意見で既に述べたように、適切であると考えます。ただ、この変更が第1号調査のみを対象としたもので、第3号調査については同様の変更が計画されていないことについては、今後の課題として、具体的に時期や方法を明記して前向きに検討するというのであれば、了解したい。	第3号調査についても第1号調査と同様に「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」に変更するとの点については、現在休止（統計法第21条第3項に基づき中止）している母集団調査の再開時期（令和5年度（平成25年度を始点とした場合の母集団調査の実施周期）若しくは令和6年度（船員労働統計予備調査から5年間隔とした場合の実施周期））に併せて検証できるように検討を進めて参ります。 現時点での具体的な検討方法としましては、関係府省との調整、報告者に対する負担感等のヒアリングや、必要に応じて試験的な調査等の実施を考えております。
資料 3	10 - 13	前回の第118回部会における意見でも述べたが、第1号調査を定期的に（少なくとも5年に一度）全数調査として実施することを、今回の審議結果に基づく「今後の課題」として明記することを提案する。第1号調査が全数調査として実施されれば、標本抽出のための層化が不要となるため、船舶・船員単位のみならず事業所を単位とした情報を得ることが可能となり、基本計画における課題として示された具体的措置（第1号調査について、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを行うこと）への対応が可能となるのではないかと。また、第1号調査において、毎月定期的に支払われている報酬についても年間報酬の把握ができる可能性も考えられる。国土交通省では現在、5年に一度、一般統計調査として第1号調査の母集団調査が実施されており、また予備調査も悉皆で実施されたことから、第1号調査を悉皆で実施することのハードルは高すぎるということはないのではないかと。第1号調査を全数	第1号調査は、一般船舶の用途別・トン数階級別に職種別の給与や経験年数等を標本調査により実施していますが、今回の分析結果から、当該調査内容を維持しつつ船舶単位ではなく、事業所単位で標本設計することは困難であるとの結果が得られたところです。 また、当該調査内容を維持しつつ毎年、悉皆調査を実施することになると、これまでの母集団調査では、標本設計の見直しに必要な事項である職種別の報酬の合計値のみ（経験年数等や労働時間等の詳細は未調査）を調査していましたが、詳細な内容まで調査を行うことになると報告者の負担が著しく増加することになります。 一方、これまで5年毎に実施してきた母集団調査は、全船舶を調査対象とした悉皆調査であるため、事業者を単位とした情報を得ることが可能であると考えております。 そのため、母集団調査の企画にあたっては、従来の母集団調査の目的（標

	調査とすることで、複数の課題への対応が同時に可能になることから、是非前向きに検討されるよう期待する。	本設計の見直し) 及び年間報酬の把握に向けた検討に加えて、左記の指摘や今回の審議において御指摘・御意見頂いた様々な点、また、目的や位置付けを含めてしっかりと対応して参ります。
--	--	---

委員等お名前	佐藤 香
--------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料1-1	3	調査事項として「特別に支払われた報酬（6月）」を「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」に変更することに賛成します。統計委員会で6月の特別な報酬も継続して調査することが提案されましたが、すでに「0円」出現率が8～9割と高いことが明らかにされていることから、継続することに自体に大きな価値はないと考えられます。継続性は重要ですが、スクラップ・アンド・ビルドも必要だと思います。	御意見ありがとうございます。今後も、調査計画の見直しにあたっては、統計の有用性向上とともに、報告者負担にも配慮して検討を行って参ります。
資料3	5	第3号調査では上記の変更は適用されないことについて、議論がなされました。事業所調査であることから調査が困難だという理由については一定の納得が得られましたが、利活用の面からみるなど、第3号調査のありかたについては、抜本的に検討する必要があるのではないのでしょうか。	御指摘のとおり、調査計画の見直しにあたっては、調査種別を限定せず、検討を進めて参ります。
資料3	8	「調査計画は今後も継続的に見直しを検討」について、「次回調査までに」「次々回調査までに」など、時期と課題を明確にさせていただく必要があると考えます。それがなされないままの「検討」は「検討」とは認められない状況にあることを十分に認識していただきたく存じます。	資料3「国土交通省 説明資料」8頁に記載した調査計画の継続的な見直しについては、国土交通省における統計調査の企画に係る考え方として記載したものです。 今回の審議において御指摘頂いた様々な点については、現在休止（統計法第21条第3項に基づき中止）している母集団調査の再開時期（令和5年度（平成25年度を始点とした場合の母集団調査の実施周期）若しくは令和6年度（船員労働統計予備調査から5年間隔とした場合の実施周期））の調査に併せて検証できるように検討を進めて参ります。

委員等お名前	宇南山 卓
--------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料4	3	<p>第118回部会での私の質問に対し、「調査票作成にあたって、所有する特殊船に乗り組むすべての船員について「船長及び職員」、「部員」毎及び「うち女性船員」、「うち外国人船員」毎に年間の特別に支払われた報酬額を新たに報告者が集計する必要がある」とあるが、これが一般船舶向けの第1号調査と比較して過度な負担になる理由が明確ではない。第1号調査との違いを明示してほしい。</p>	<p>第1号調査は、船舶単位で、船舶に乗り組む船員について職種別（船長、航海士、機関士等）に船員個々の実績を調査しています。対して第3号調査は、事業者単位で、船舶に乗り組む船員について船員の合計値の実績を調査しています。</p> <p>母集団構造として大きく異なるのは、第1号調査は、1つの事業者であっても複数の用途を所有する場合がありますが、第3号調査では、基本的に引き船、はしけ及び官公署船のうちいずれか1つの用途を所有している点です。</p> <p>第1号調査の調査票作成にあたっては、用途別（旅客船、貨物船、油送船等の別）や総トン数階層別（200トン～499トン、1,000トン～1,599トン等の別）に、職種別（船長、航海士、機関士等）の実態を把握するため船舶単位で調査を実施しており、船員個々の情報を転記できますが、第3号調査では、資料4「第118回人口・社会統計部会において部会構成員等から提出された質問・意見及び国土交通省からの回答」3頁において回答させて頂きましたとおり、報告者において集計値の作成業務が生じるため、負担が増加します。</p> <p>また、例えば、第3号調査のうち、引き船では233事業者中132事業者が、官公署船では238事業者中96事業者が複数隻を所有しており、集計値作成にあたって、引き船では1事業者で最大224人の船員分を、官公署船では1事業者で最大947人の船員分を作成頂いています。特にこのような事業者にとっては、集計値の作成に係る負担は大きいと考えます（記載の数値は令和2年調査実績）。</p>

資料 4	4	<p>事業所であれば、船単位で労働時間の合計、報酬の合計を把握している と考える。もし、毎月勤労統計のように、船単位での合計の労働時間・ 報酬の統計とするような変更をしたら、どのような不都合がある か教えてほしい。</p>	<p>第 1 号調査では、用途別（旅客船、貨物船、油送船等の別）及び総トン 数階層別（200 トン～499 トン、1,000 トン～1,599 トン等の別）で、職 種別（船長、航海士、機関士等）の年齢や経験年数別の実態を把握すべ く調査を実施しており、船舶単位での合計値の報告では、船員個々の実 態把握ができなくなります。</p> <p>また、労働時間については、資料 4 「第 118 回人口・社会統計部会にお いて部会構成員等から提出された質問・意見及び国土交通省からの回 答」 4 頁において回答させて頂きましたとおり、船内記録簿を事業所単 位ではなく船舶単位で管理しており、電子化されていないケースも一定 数存在することから、事業所単位で合計値の報告を求めることは困難で あると考えます。</p>
資料 4	4	<p>悉皆調査への取り組みについては、きちんと取り組み一定の期間で対応 をしてほしい。</p>	<p>今回の審議において御指摘頂いた様々な点については、現在休止（統計 法第 21 条第 3 項に基づき中止）している母集団調査の再開時期（令和 5 年度（平成 25 年度を始点とした場合の母集団調査の実施周期）若し くは令和 6 年度（船員労働統計予備調査から 5 年間隔とした場合の実施 周期））の調査に併せて、目的や位置付けの整理を含めて検証できるよ うに検討を進めて参ります。</p>

委員等お名前	畑本 郁彦
--------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料 4	6	<p>【萩野室長の質問に対する府省庁の回答について】</p> <p>1990年代に外航海運会社（海員組合加盟）に所属し、日本籍船及び便宜置籍船に船員として乗船しました。その時は、便宜置籍船（フィリピン人と日本人の混乗船）に乗船すると、独自の手当（混乗派遣手当，混乗船雑手当，混乗船食料金補助など）が支給されていました。現在は、どうなのか分かりかねますが、その辺りを把握した上で、外国船籍の船舶に乗船する船員の調査を行うか否かの判断を行う必要があると考えられます。</p>	<p>報告者である大手海運会社に確認したところ、乗船する船籍による手当・処遇差はないとのことでしたが、報告者へのヒアリングを更に進め、実態の把握に努めて参ります。</p>
資料 4	5	<p>第1号調査において、年間報酬の実現に向けて検討を進めて頂くというご回答を頂き、ありがとうございます。出来れば、いつまでに実現するお考えであるかをお示し頂ければ幸いです。</p>	<p>今後実施する母集団調査の企画にあたっては、従来の母集団調査の目的（標本設計の見直し）に加えて、年間報酬の把握に向けた検討及び今回の審議において御指摘・御意見頂いた様々な点を含めて、また、目的や位置付けの整理をしっかりと対応して参ります。</p> <p>母集団調査の再開時期（令和5年度（平成25年度を始点とした場合の母集団調査の実施周期）若しくは令和6年度（船員労働統計予備調査から5年間隔とした場合の実施周期））の調査に併せて検証できるように検討を進めて参ります。</p>
資料 4	4	<p>【宇南山委員の質問（資料3，P10）に対する府省庁の回答に関連して】</p> <p>交通政策審議会 海事分科会 船員部会の検討結果である『船員の働き方改革の実現に向けて』（令和2年9月）においては、今後、陸上の事務所において船員の労働時間等の記録を保存・管理することとし、使用者の下で一元的な労務管理を推進すべきとしており、また、労働時間管理に関して、ソフトウェアやシステムを活用した労働時間の記録方法の導入可能性について検討を行っていくべきとしています。その実現は、まだ先になると考えられますが、これらの実現に合わせて、船員労働統計</p>	<p>現在においては、船内記録簿を事業所単位ではなく船舶単位で管理しており、電子化されていないケースも一定数存在することから、事業所単位で合計値の報告を求めることは困難であると考えますが、左記の取り組みを含めて、情勢の変化に応じて、調査計画の変更を検討して参ります。</p>

	の効率化等も進めて頂きたいと思えます。	
--	---------------------	--

委員等お名前	萩野 寛
--------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
参考 1	2	<p>第 158 回統計委員会におきまして、川崎委員から、「本統計の目的や利用状況を踏まえて、本調査における調査対象の範囲や母集団情報が適切に設定されているかどうか、例えば、日本人船員の乗船している外国船籍の船舶を調査対象に含めるべきか否か、GDPに用いるのであればどこまでカバーできているのか等についても、ご議論いただきたい。」との意見が表明されました。この点について、国土交通省に事実関係を確認しながら検討した結果、日本企業の便宜置籍船で働く船員を含む予備船員全体（休暇中や陸上勤務の船員を含む）について、賃金の統計的把握がなされていないことが分かりました（別添資料を参照）。J S N A での統計データの活用や、船員労働統計の体系的整備の観点から、予備船員賃金の統計整備が必要であると考えられます。この際、現行のように船を単位として統計調査を行うと、便宜置籍船で働く船員や休暇中や陸上勤務の船員が把握されないことから、事業所を単位とする形に変更することによって、予備船員全体を包括的に把握することが適当と考えられます。</p>	<p>第 1 号調査は、一般船舶の用途別・トン数階級別に職種別の給与や経験年数等を標本調査により実施していますが、今回の分析結果から、当該調査内容を維持しつつ船舶単位ではなく、事業所単位で標本設計することは困難であるとの結果が得られたところです。</p> <p>また、当該調査内容を維持しつつ毎年、悉皆調査を実施することになると、これまでの母集団調査では、標本設計の見直しに必要な事項である職種別の報酬の合計値のみ（経験年数等の詳細や労働時間等は未調査）を調査していましたが、詳細な内容まで調査を行うことになると報告者の負担が著しく増加することになります。</p> <p>一方、これまで 5 年毎に実施してきた母集団調査は、全船舶を調査対象とした悉皆調査であるため、事業者を単位とした情報を得ることが可能であると考えております。</p> <p>そのため、母集団調査の企画にあたっては、従来の母集団調査の目的（標本設計の見直し）に加えて、左記の指摘や今回の審議において御指摘・御意見頂いた様々な点を含めて検討して参ります。</p>

委員等お名前	内閣府
--------	-----

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料4	6	<p>内閣府では、雇用者報酬の推計において、雇用者数は『国勢統計』等をベンチマークとして『労働力統計』等を用いて補間・延長推計、一人当たり賃金は『毎月勤労統計』を用いて推計しているが、この推計において、『毎月勤労統計』の調査対象外である船員の雇用者数（船員数）及び一人当たり賃金については『船員労働統計』を利用して推計している。したがって、『船員労働統計』の調査対象外である便宜置籍船の船員の雇用者数（船員数）及び一人当たり賃金については、他の一般産業と同様に産業大分類「運輸・郵便業」の情報によって推計していることとなる。船員賃金に関する基礎データが拡充されれば、より精緻な推計は可能となる。</p>	<p>便宜置籍船に乗り組む日本人船員の給与水準は、日本籍船に乗り組む日本人船員と差違はないと考えられるため、船員労働統計と行政記録情報を活用することにより、現時点においても、一定の推計は可能であると考えますが、今後行う母集団調査の企画にあたっては、左記の御意見や今回の審議において御指摘・御意見頂いた様々な点を含めて検討して参ります。</p>

国民経済計算の船員賃金に係る基礎データの整備状況

		対象外	国際収支統計の対象 ^{1,2}	
		雇主は日本企業		同外国企業 ³
		被用者は居住者	同非居住者	同居住者
船員労働統計 の対象 ¹	日本籍船乗務中の 船員	○ <GDP>	—	—
対象外	外国籍船乗務中の 船員	× ⁴ <GDP>	(○) <small>存否未詳</small> <GNI>	○ <GNI>
	休暇中の船員 陸上勤務中の船員		国際取引	

※ 国民経済計算では、国内取引を船員労働統計、国際取引を国際収支統計により推計

1: 船員労働統計は日本人／外国人で区分(海外在住の日本人及び外国人を含む)。一方、国際収支統計及び国民経済計算は居住者／非居住者で区分(居住者は海外在住の日本人を除き日本在住の外国人を含む)。

2: 国際収支統計及び国民経済計算では、日本企業が便宜置籍船とした外国船籍の船でも、日本企業が運航する船舶は居住者(日本国内に存在)扱い。

3: 外国企業の本邦内支店・代理店を通じ支払われるものを記録(海外の本社等から直接送金の形で支払われる場合は把握不可)。

4: ①日本企業・居住者・外国籍船(便宜置籍船等)乗務中の船員、②休暇中の船員、③陸上勤務中の船員に関するデータがない。